

令和3年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会 議事録

- 日時** 令和3年10月1日(金) 午後6時00分～午後6時45分
- 場所** 市役所本庁舎5階 第1委員会室
- 出席者** 吉田保雄会長、濱岡昇平副会長、井村正太郎委員、鍵谷洋輔委員、砂子タケ子委員、本間郁美委員、滝弘貴委員(出席委員7名)
- 欠席者** 浅野みゆき委員、野村彩夏委員
- 事務局** 企画経済部長 小鷹雅晴、企画経済部次長兼企画課長 中西章司、企画課主査 橋本麻里子、企画課主任 本庄あゆみ、企画経済部次長兼企業連携推進課再生可能エネルギー担当課長 佐々木一真
- 傍聴者** 4名

【吉田会長】

本日は、お忙しい中ご足労いただきまして、本当にありがとうございます。ただいまより令和3年度第1回市民参加制度調査審議会を開催いたします。

本日、浅野委員と野村委員は都合により欠席の連絡をいただいております。井上委員は少し遅れるようです。定刻となりましたので、また、定数に達しておりますので、進めさせていただきます。

2年目となります今年度は、答申に向けた議論も行ってまいります。答申には、昨年度の審議会の内容と、本日議論していただいた内容を書き込むこととなります。本日は、20時を目途に終了したいと思いますので、円滑な審議を進めるためにご協力をお願いします。

はじめに、事務局から連絡事項がありますので、説明をお願いします。

【事務局(橋本主査)】

事務局の橋本でございます。今年度もよろしくお願いたします。

はじめに、委員の皆様にお願がございます。本日、議事録書き起こしシステムを使用しております。マイクで話した音声をパソコンに取り込むことで、自動的に文字起こしシステムになります。そのため、本日ご発言いただく際は、お手元のマイクのスイッチをオンにしてからお話しくくださいますよう、ご協力をお願いします。

次に、委員の変更についてご報告いたします。人事異動により、NPO法人ひとまちつなぎ石狩の安藤委員が異動されました。後任は浅野みゆき様でございますが、本日はご欠席です。行政管理課職員担当課長の東委員が異動されました。後任の滝弘貴様でございます。よろしくお願いたします。

最後に、資料のご確認をお願いたします。令和3年度第1回石狩市市民参加制度調査審議会と書かれたレジュメ。資料と書かれた資料1から7までが1冊になったもの。追加資料として直前のお渡しになってしまいました要望書「石狩湾一般海域洋上風力発電事業について市民参加手続きを求める要望書」の一式。本日お持ちでない場合はお知らせください。私からは以上です。

【吉田会長】

それでは会議次第に基づき進めてまいります。次第2の報告事項「令和2年度審議会の振り返り」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

それでは、レジュメ2ページをご覧ください。令和2年度審議会でご議論いただいた内容をご報告いたします。

①令和元年度市民参加手続の実施運用状況の評価等についてですが、昨年度の審議会でご審議いただいた結果、「概ね適正に実施されていた」との評価をいただきました。

次に、②市民参加制度の改善方策についてですが、市民参加手続については、企画課での一元的な管理により、適切に運用されていると評価できるが、各担当から報告される以外の案件についても、把握と監視に努めてほしい。新型コロナウイルス感染症の拡大により、非接触化や効率化が求められ、スマートフォンや2次元バーコードを活用するなど、情報提供の仕方は多様化している。市においては、市内3か所のあい・ボードをデジタルサイネージに切り替えるなどデジタル化に取り組んでおり、今後も市民への情報提供について様々な手法を取り入れ、広い視野を持って取り組んでほしい。との意見をいただきました。以上が昨年度審議会の内容になります。

本日はこの後、議題（2）のところで、昨年度の内容も踏まえ、ご議論いただきたく存じますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局より報告がありました。何か追加等はございませんか。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは次第3の議題に入ります。「(1)令和2年度市民参加手続の実施運用状況の評価等について」事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

資料の1ページをご覧ください。「資料1 令和2年度市民参加手続の実施状況」についてご説明いたします。

①市民参加手続の手法ごとの実施状況の表をご覧ください。こちらは、市民参加手続を手法ごとに件数と参加人数をまとめたものです。令和2年度は合計62件、3,558人の参加があり、令和元年度と比較すると18件、1,960人の増加となりました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による給

付事業を行うにあたって、個人情報を取り扱う案件があったことや、各種計画の策定・改定が多かったこと、アンケートの回収率が高かったことなどが要因として考えられます。

次に②各課が行った市民参加手続のテーマ及び手法等をご覧ください。こちらは、①で手法ごとにまとめたものを、課ごとに詳細をまとめたものになります。記載している項目についてご説明いたします。表の左から3列目「手続の手法」について、審議会の場合は、年度内に左のテーマについて審議した回数をカッコ書きで表しています。「終了月日」は、市民参加手続を終えた月日であり、審議会の場合は答申日、パブリックコメントの場合は意見募集の期限日、アンケートの場合は回答の期限日になっています。「審議会等名称」のカッコ書きの数字は、5ページ以降に掲載している表の番号に対応していません。表の一番右側「参加人数」は、審議会の場合は出席した委員数、パブリックコメントや縦覧の場合は意見の提出者数、アンケートの場合は回答者数、市民会議や意見交換会の場合は参加者数となっています。令和2年度の特徴としては、会館やコミュニティセンターなど、公共施設の廃止に係るパブリックコメントを4件実施した点や強靱化計画や災害廃棄物処理計画など、各種計画の策定や改定のため、審議会やパブリックコメントを多数実施した点が挙げられます。1ページから4ページまでの全体を通して、令和2年度は19の担当課において62件の市民参加手続を実施いたしました。資料1の説明は以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から説明がありました資料1について、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。よろしいですか。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは引き続き、事務局からご説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

資料の5ページをご覧ください。「資料2 令和2年度審議会等の開催状況」についてご説明いたします。

1から5番の総務課、「情報公開・個人情報保護審査会」を例に表の見方をご説明いたします。昨年度の実開催数は5回で、「開催日」欄は「5/1～8、5/21～27」となっていますが、こちらは新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面協議となり、その協議期間を掲載しています。「諮問案件の審議」欄は、諮問案件を審議したので「○」、他の審議会では「棒線表記」となっているものもありますが、こちらは諮問案件ではない場合を「棒線表記」としています。次に「出席委員数」は、書面協議に出席した委員数で「5人」。「傍聴」は書面のため、いません。「議事録確定日から議事録作成方法」は書面のため議事録はありませんが、書面での協議期間や内容、結果などを記載した開催結果を作成して、公表して

います。令和2年度は、26の課で合計185回の審議会を開催し、そのうち23回はコロナの影響により書面での協議となりました。

次に7ページの下段、①から③をご覧ください。①公開審議会1回あたりの傍聴者数は1.52人であり、前年度1.08人より0.44増加しました。傍聴者が最も多かったのは、5ページにある20番の環境審議会で、10人の傍聴がありました。

次に、②会議開催から議事録公開までの平均日数は29.4日となっており、前年度の38.1日より8.7日短縮しました。

次に、③報告もれにより会議予定の公表ができなかった件数は、ありませんでした。

最後に、議事録の作成に関しましては、本日も使用していますが、令和3年度から議事録書き起こしシステムを導入しています。これまで議事録を作成する場合、ICレコーダーで録音した音声を聞きながら、職員が文字起こすという方法で行っており、非常に多くの時間がかかっていました。本システムを活用することで、作業時間を短縮し、会議の開催から議事録の公開までの迅速化を図り、更なる市民参加制度の推進に努めてまいります。資料2の説明は以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から説明がありました資料2について、ご意見等がございましたらご発言願います。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは引き続き、事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

資料の8ページをご覧ください。「資料3 令和2年度のパブリックコメント手続等の実施状況」についてご説明いたします。令和2年度に実施したパブリックコメントをテーマごとに掲載しています。実施した案件は28件で、82人から95件の意見が提出されました。意見の募集期間は、条例第17条で1か月以上としており、市民が検討に十分な時間を確保できるようにしています。また、募集期間が1か月未満となる場合は、その理由を公表することになっており、昨年度は2件ございました。

1番「石狩市介護保険条例の一部改正に伴う介護保険料の軽減について」の募集期間は2週間で、その理由は、国の介護保険料軽減強化対策に基づき、市の介護保険条例を改正し、それに伴うシステム改修等を行った上で介護保険料を算定することになりますが、6月の保険料決定に間に合わせるため、1か月未満となりました。

また、23番「高齢者保健福祉計画の中間見直し及び第8期介護保険事業計画の策定並びに介護保険条例等の一部改正について」も2週間となっており、その理由は、国の介護報酬改定方針の決定を待ち、パブコメの意見などを検討した上で2計画を策定するとともに、条例の改正案を2月の議会に提出する

ため、1か月未満になりました。

次に、「意見の反映状況」は、提出された意見について、パブコメの趣旨や内容、計画との整合性や適法性などを総合的に判断して検討結果を作成し、5つに分類しています。

「採用」は、意見に基づき原案を修正するもので、11件。そのうち「一部採用」は2件。

「不採用」は、意見を原案に反映しないもので、17件。

「記載済」は、既に原案に盛り込まれているもので、8件。

「参考」は、原案に盛り込めないが、今後参考とするもので、10件。

「その他」は、ご質問・ご意見として何うもので、49件でした。

検討結果について、広報とあい・ボードでは件数を、市役所1階の情報公開コーナーとホームページではその内容を含め公開しています。また、意見の提出者へは郵送等でお渡しもしています。

9ページをご覧ください。上段は、縦覧・意見書の提出手続についてですが、実施は1件、提出された意見はありませんでした。中段は、過去の意見の検討結果をまとめたもので、パブコメ・縦覧について、平成26年度から令和2年度までをまとめています。

最後にその他参考として、令和2年度まちづくり出前講座の開催状況を掲載しています。まちづくり出前講座とは、石狩市のまちづくりや各種制度など、様々なテーマで市職員を講師として派遣し、市民の皆様の学習の一助にさせていただくものです。令和2年度は「ごみとリサイクルの出し方」や「石狩の自然」などのテーマで12件実施し、710人が参加しました。資料3の説明は以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から説明がありました資料3について、ご意見等がございましたらご発言願います。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは引き続き、事務局からご説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

それでは、要望書をご覧ください。こちらは、石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会様より、本審議会あてに9月21日付けで要望書が提出されました。要望事項として「石狩市が進めようとしている石狩湾一般海域洋上風力発電事業は、市民参加手続をとるべき行政活動ではないか、市民参加制度調査審議会において審議されることを求めます」とあります。要望背景については記載のとおりですが、補足をいたしますと、国では更なる再生可能エネルギーの推進を目指し、一般海域での洋上風力発電事業の実施にあたって、海域の長期占用などを可能とする再エネ海域利用法、正式名称は海洋再生可能エネルギー発電整備の設備に係る海域の利用の促進に関する法律、こちらを平成31年4月に施行しました。この再エネ海域利用法は、漁業者など海域の先行利用者との調整を図った上で、洋上風力発電事業

を推進するための促進区域を国が指定し、公募によって選定した発電事業者に対して最大 30 年間の海域の占用を認めるものです。事業化にあたっては、①まず国は、促進区域の候補地に関する情報収集のため、都道府県からの情報提供を受け付けることとなります。本市は、石狩市沖が有望な海域である旨を記載した調査票を作成し、令和3年2月に北海道へ提出いたしました。その後、北海道はこの調査票を元に、国に対して情報の提供を行ったところです。この後の事業化までの流れは、②国は収集した情報を基に、促進区域として有望な区域を選定、③有望な区域ごとに関係自治体や漁業団体などの利害関係者などからなる協議会を設置、④促進区域の指定の案を作成し、2週間の縦覧を実施。利害関係者は国に対して意見書を提出することができるものです。⑤その後、促進区域を指定し、⑥事業者の選定に向け、公募占用指針の案を策定、それに対する意見募集を行った後、⑦発電事業者の公募を行い、最後、発電事業が実施されるという流れになります。

要望理由については1から3ページに記載のとおりですが、こうした一連の流れの中で、市民参加手続が必要であるとして、手続を求めるものであります。私からは以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から説明がありました要望書について、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。

【本間委員】

本間です。この事業について、石狩市はどのような関わりというか、そもそも石狩市が主導して今までやってきたものなのかどうかを石狩市の方にお伺いしたい。

【事務局（中西次長）】

中身が非常に複雑で、理解するのに大変な、短時間では難しい内容かなと思います。一通り説明はさせていただいたんですが、一般海域での風力発電事業ということについては、誰が発電事業をするのかというと、最終的には公募をして、発電事業者が発電の事業をするということです。発電の事業をするエリア、そこを促進区域という形でご説明しておりますが、その区域を、事業をやっていいですよと国のほうで指定をするということです。その指定をするにあたって、市が情報提供をするということで、先般調査票を提出しましたとご説明いたしました。国に対して、こういった有望な地域・区域があるんですよということを報告させていただいている、というのが市の立場となります。

【吉田会長】

よろしいですか。

【本間委員】

はい。

【濱岡副会長】

濱岡です。ちょっとお尋ねしたいんですけども、私の認識ですと、この審議会というのは、このシステムの運用を評価するものであって、個別のものに対してどうこうというのは違ったんじゃないかなというふうに思っていたんですけども、以前、何かこういう要望があったときに、何か個別のものを取り上げるような前例とありますか、対応をされたんでしょうか。それとも今回が初めてなんでしょうか。

【吉田会長】

事務局お願いします。

【事務局（中西次長）】

これまでの間に、こういった個別の案件について、必要性としてどうなんだろうということで、審議を求められたというケースは今回が初めてです。我々が審議会のほうに諮問をさせていただいているのが、運用状況についてということですので、個別の案件について必要か否かということについて、諮問するという形にはなっていないというところです。よろしいでしょうか。ご理解いただけますでしょうか。

【濱岡副会長】

わかりました。それであればなおさら、この場に取り上げるのはそぐわないのではないかと僕は思うんですけども。

【砂子委員】

同じような意見で、個別のことに対して私たちが言うことで、例えば公開されるということになると、軽率にもの言えないような感じがする。文書を読ませていただきましたけど、漁業の方のある人がこう言ったとか載ってますけど、良いことと悪いことの対比もなく、送られた内容を私たちが読んで、じゃあどうすべきかと意見を出すのは難しいと思う。

【吉田会長】

お三方の意見がそれぞれあって、なぜ当審議会に取り上げなければいけないか、取り上げる必要はないという発言がございました。審議会あてにこういう要望書が提出されたものですから、今日の会議の中で提案させていただいて、皆様のご意見を伺って最終的に決めていきたいということで取り上げました。他にご意見がなければ、方向性として、我々としては個別案件をこの場に取り上げて議論すべきではないという結論で要望書を提出された方に報告したいと思います。よろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

それではそのようにいたします。それと、令和2年度の市民参加手続の実施運用状況の評価については、先ほどご説明がありまして、特に指摘点もございませんので、「概ね適正に実施されていた」と評価することよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

ありがとうございます。また、先ほど事務局から報告がありましたが、昨年度の審議で、令和元年度の実施運用状況についても、概ね適正に実施されていたと評価しておりますので、答申へは「令和元年度及び令和2年度市民参加手続の実施運用状況の評価」については、「概ね適正に実施されていた。」といたします。よろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

ありがとうございます。それでは次に、「議題（2）市民参加制度の改善方策について」です。事務局より説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

それでは、「（2）市民参加制度の改善方策について」です。レジュメ2ページ「2報告の②」をご覧ください。まず、市民参加手続の報告案件以外の把握と監視についてです。現在、市民参加手続は、企画課において一元管理しており、担当課からの報告を受け、審議会やパブコメなどの手続の開始から結果までの公表を行っているほか、1年間の予定を取りまとめ、スケジュール管理を行うなど、適切な管理に努めているところです。また、市民参加手続を実施するかどうかの判断は、担当課において、市民の声を活かす条例に基づき行っております。その中で、市民参加手続が必要かどうかなどの相談を企画課で受けることが多くございますので、業務を遂行する上で、市民参加手続は職員の意識にしっかりと根付いていると感じています。

昨年度ご意見ございました、企画課に報告があったもの以外で、市民参加手続が必要な案件を把握・監視することについてです。前述のとおり、適切な管理・運営に取り組んでいるところではございますが、市民参加手続を行うべきものが行われていないという手続漏れが、絶対にないとは言い切れないのも事実です。改めて、職員一人一人が市民の声を活かす条例に則り、市民参加手続のより一層の管理・運営に努めてまいります。

次に、情報提供に係るデジタル化の推進についてです。現在、市が情報提供する際に使用している媒

体は、ホームページ、広報いしかり、あい・ボード、デジタルサイネージ、メール配信サービスなどがあります。さらに、今年の3月から市ホームページやLINEで使えるチャットボットの運用を開始し、コロナワクチンやごみの分別案内、住民票の取得方法などのお問い合わせに、24時間365日、オンラインで対応できるようになりました。今後も市民の利便性向上と行政運営の効率化を図る取組を行ってまいります。私からは以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から説明がありました。追加のご意見などありましたら、発言をいただきたいと思えます。

<「なし」の声>

【吉田会長】

それでは、まとめたいと思います。審議会で出された意見を答申に書き込むこととなります。昨年度の意見から、一つ目、市民参加手続を行うべきものが抜け落ちている可能性は否定できないと思いますので、それを踏まえ、改めて職員一人一人が市民の声を活かす条例に則り、市民参加手続のより一層の管理・運営に努めていただきたい。二つ目、市への様々な意見や要望に対しては、真摯にご対応いただきたい。三つ目、市民へ情報提供を行う際には、デジタル化も視野に入れ、様々な手法を取り入れ、より多くの人が情報に触れられるよう、また、必要な人が必要な時に情報を入手できるように取り組んでほしい。このような取りまとめ内容になるかと思いますが、昨年度から引き続けているので時間が経っておりますが、このような内容で書き込むということではいかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【吉田会長】

ありがとうございます。それでは、昨年度からの経過とこれまでの議論をまとめますと、「令和元年度及び令和2年度市民参加手続の実施運用状況の評価としては、概ね適正に実施されていた」とする。また、市民参加制度の改善方策については、昨年度及び本日の議論を踏まえ、私と事務局で精査をさせてもらって、まとめるとしてよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

ありがとうございます。次に、「議題の(3)市民参加制度調査審議会の委員数について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

レジュメ3ページ「(3) 市民参加制度調査審議会の委員数について」をご覧ください。本審議会の委員数についてご説明いたします。石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例、通称市民の声を活かす条例の関係条文、第29条を抜粋しております。本審議会は、学識経験者、市内で活動する団体が推薦する者、公募に応じた者、市職員のうちから、15人以内で組織するとしており、男女別の数は4割を下回らないこと、公募は5人を下回らないこと、市職員は2人を超えられない、となっておりますので、委員の数は8人以上15人以下でなければなりません。レジュメ中段に、これまでの委員数の推移を掲載しております。第5次審議会までは15人体制でしたが、制度の運用が軌道に乗り、委員の数を減らしてはどうかという答申をいただいたことを受け、第6次審議会では12人、第7次審議会以降は9人体制としており、現在の第10次審議会においても、レジュメ下段のとおり第9次答申を受け、9人体制となっております。次年度の第11次審議会の委員数についてご意見を伺いたく、ご審議のほど、よろしく願いいたします。私からは以上です。

【吉田会長】

ただいま事務局から当審議会のあり方について説明がありました。この第10次審議会も9人体制で行ってきましたが、これからの人員体制について何かご意見ございませんでしょうか。

【濱岡副会長】

こちらに書かれてありますとおり、制度の改正が必要な、重要な案件以外は、概ねこの人数で継続されてはいかがでしょうか。

【吉田会長】

ありがとうございます。濱岡委員からこのままの体制でいいのではないかというご意見がありました。そのほかよろしいでしょうか。それでは、現在の9人体制で執り進めるということで決めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

【吉田会長】

ありがとうございます。それでは、レジュメ3ページ下段に「第9次答申の抜粋」が記載されておりますが、これまでの答申を継承するような内容を答申書に書き込むということでよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

ありがとうございます。次に、「議題の（４）第10次市民参加制度調査審議会答申案について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

資料の12ページをご覧ください。昨年度の審議会で、市から市民参加制度に関する諮問をいたしました。今年度は答申をいただくこととなりますが、10から11ページには第9次の答申を掲載していますので参考にご覧ください。本日の審議会において、すべての議題が終了したことを踏まえ、2点答申方法についてご提案いたします。

まず1点目、昨年度と本日、2回の審議会でご議論いただいた内容を盛り込み、答申案を作成することとなります。作成にあたっては、吉田会長と事務局においてまとめ、出来上がりましたら、委員の皆様にもメール等でお送りをし、内容をご確認いただいた後、答申書を完成させるということ。

2点目、完成した答申書は、吉田会長から市へご提出いただくという、この2点を提案いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【吉田会長】

ただいま、事務局から答申案について提案がありました。何かご意見等がございましたらお願いします。

<「なし」の声>

【吉田会長】

これまで執り進めているように、まず事務局と答申を作らせていただいて、それから皆様にメール等で内容を確認いただいた後、市へ提出するという形でよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

【吉田会長】

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日の議題はすべて議論いたしました。全体を通して何かご意見等ございませんでしょうか。

【砂子委員】

アンケートは結構枚数があるようですけれども、その結果の公表はホームページだけでしょうか。

【吉田会長】

事務局お願いします。

【事務局（橋本主査）】

アンケートの結果は、ホームページのみで公表しております。

【吉田会長】

よろしいですか。それでは最後「4 その他」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（橋本主査）】

事務局から2点ございます。まず1点目、本日の会議録につきましては、作成次第、本日ご出席の皆様全員にお送りいたしますので、ご確認の程よろしく願いいたします。

2点目、答申案につきましては、これまでのご議論いただいた内容を踏まえ、会長と事務局においてまとめ、出来上がり次第、委員の皆様にもメールや郵送でお送りいたしますので、ご確認の程よろしく願いいたします。その後、答申が完成しましたら、会長の方から市にご提出いただくという流れで行ってまいります。以上です。

【吉田会長】

皆様のご協力によりまして、令和3年度第1回市民参加制度調査審議会を終了いたします。2年間にわたってご審議いただきましたが、前回から時間が経っていますので、なかなか適切な運営ができなかったかもしれませんが、ご協力いただきまして本当にありがとうございました。以上で終わります。

令和3年10月19日 議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会
会長 吉田 保雄